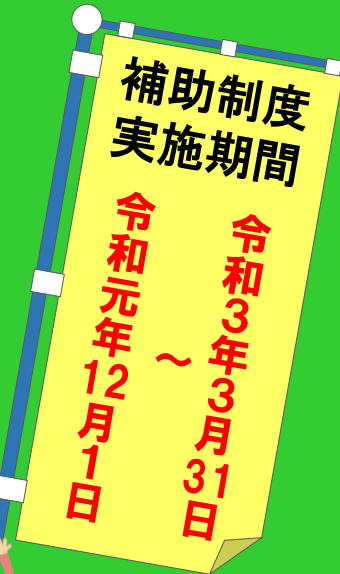


後付け安全運転支援 装置設置費補助制度 スタート!



注意! 設置日から3か月以内に申請してください。ただし、令和3年3月31日(水)より後には申請できません。
平成31年4月～令和元年11月に設置した場合は、令和2年2月28日(金)までに申請してください。
(申請受付は、土日祝日・年末年始の市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分)

補助対象者 ※下記①～④をすべて満たす個人の方です。

- ① 市内に住所を有し、申請年度末時点で70歳以上の人
- ② 非営利かつ自ら使用する自動車に平成31年4月以降に安全装置を設置した人
- ③ 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人
- ④ 市税を滞納していない人



補助対象の安全装置

使用している自動車に後付けで設置する装置で、ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する次のいずれかのもの (これ以外の装置はご相談ください。)

安全装置の種類	商品(設置販売事業者)の例
① 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置	<ul style="list-style-type: none"> ・踏み間違い加速抑制システム (トヨタ正規ディーラー) ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ダイハツ正規ディーラー)
② 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に抑制する装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ペダルの見張り番 (オートボックス) ・S3-drive誤発進防止システム2 (イエローハットほか販売店)

※今後、国による性能認定制度が創設された場合は、原則として認定を受けた安全装置を補助対象とする予定です。そのため、補助制度期間内であっても対象の安全装置が変更となる場合があります。

補助対象の自動車 ※下記①～②をすべて満たす車両です。

- ① 普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
- ② 車検証の使用者欄に申請者の氏名が記載されていること



補助金額

設置費総額(本体+部品+工賃)の9割(1,000円未満切り捨て) 上限60,000円

※1人につき1台(回)限りです。各年度、補助金予算額に達した場合は終了となります。

補助金の申請から交付までの流れ

(1)安全装置の取扱販売店で設置（設置可能か確認 → 安全装置注文 → 設置完了）

※すべての車両に設置できるものではないため、使用している自動車に設置できるかどうかを必ず事前に正規ディーラー又は設置販売事業者でご確認いただくことが重要です。

(2)申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を交通安全防犯課へ提出

※申請書は、交通安全防犯課窓口、市ホームページから入手できます。

※申請の際は、必ず朱肉の印鑑(認印)を持参してください。

【添付書類】

- ①車検証(使用者欄が申請者本人)のコピー
- ②自動車運転免許証のコピー
- ③設置販売事業者が発行する安全装置名称、設置費内訳、設置日が確認できる書類のコピー
- ④住民票のコピー(申請日前3か月以内の発行)
- ⑤完納証明書の原本(申請日前3か月以内の発行)
- ⑥その他必要な書類

※この時に(4)請求書を一緒に提出していただくことも可能です。

※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付してください。

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

特に③の書類について、注文者等の氏名が申請者本人になっている必要があります。

(3)通知書(補助金交付決定通知書兼確定通知書)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4)請求書を交通安全防犯課へ提出(2)申請書と一緒に提出できます。

※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付して提出してください。

(5)補助金が指定口座に振り込まれます。

(注意) 補助金を受けた安全装置は、原則1年以上使用してください。

ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納等をご検討ください。

◆問合せ◆ 豊田市交通安全防犯課(南庁舎4階) ☎0565-34-6633

運転に不安を感じている方は 運転免許証の自主返納をご検討ください

◆運転免許証の自主返納とは

有効期限内の運転免許証を保有している方が、居住地を管轄する公安委員会(各警察署、運転免許試験場等)に、ご自身の申し出により運転免許証の取消しをする制度です。

◆運転経歴証明書とは(交付手数料1,100円、公安委員会が交付)

運転免許証を自主返納して5年以内の方が申請できます。申請者の住所、氏名、生年月日等が表示された運転免許証と同一サイズのカード型の証明書です。

◆問合せ

運転免許証の返納や運転経歴証明書の交付手続きに関すること
愛知県警察 運転免許証返納相談窓口(☎052-800-1351)



超小型電気自動車を購入する
場合の支援制度があります。

詳細は環境政策課
電話 34・6650